

今年度第1号となる担い手通信をお届けします。どうぞよろしくお願いいたします。

令和8年度第1回奥州市農業再生協議会通常総会

奥州市農業再生協議会の第1回通常総会を5月26日（火）奥州市役所で開催しました。役員を選任、令和7年度事業報告及び収支決算、令和8年度事業計画及び収支予算、令和8年度奥州市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンを協議し、議決されました。

令和8年度事業の概要は次のとおりです。

(1) 経営所得安定対策の推進

生産性の高い水田農業の確立を支援するため、経営所得安定対策の周知、加入促進等を行う。

(2) 担い手の育成・確保

認定農業者等担い手の育成・確保に向けて、農業経営の改善・能力向上のための支援、法人化のための支援等を行う。担い手通信を発行し、担い手の経営発展等を目的とした情報提供、組織化の推進を図るための普及啓発、経営所得安定対策等の各種制度の周知等、各種情報について、メールやホームページの活用を推進する。

(3) 需要に応じた米生産の推進

奥州市水田農業の推進方針の進捗管理を行い、推進方針に基づき、主食用米の生産目安の提供を行う。

(4) 畑地化促進事業の推進

水田を畑地化して畑作物を本作化する農業者のため、畑地化促進事業の情報を収集し、周知を図る。

(5) 農地集積対策の推進

関係機関と連携し、地域・集落における地域計画の実践を支援し、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積・集約を推進する。

(6) その他、市農業振興のために必要な事業の推進

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】

5年水張りルールは 令和8年度が取組最終年度となります！！

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件である、令和4年度から実施されている「5年水張りルール」は令和8年度が取組できる最後の年となります。令和9年度以降に取組を報告された場合、取組をしたと見なしませんので、必ず期限内に取組を報告するようにしてください。

■ 5年水張りルールとは

令和4年度から令和8年度まで、計5年間で一度も”水張り”が行われなかったほ場を交付対象外水田とする制度です。”水張り”は原則、水稻を作付する必要がありますが、以下の場合でも水稻を作付したものとみなします。

- ① 1ヶ月以上たん水管理
- ② 連作障害回避の取組（水稻作付が可能なほ場の場合に限る）

■ ① 1ヶ月以上のたん水管理の確認方法

(1) 写真（農業者が撮影）

該当ほ場1筆毎の写真を、たん水管理開始時と終了時の2回撮影してください。また、写真は「氏名、ほ場地名地番、撮影年月日」を記載した紙等が写り込むように撮影してください。

(2) 現地確認（地域農業再生協議会が実施）

たん水管理実施中に協議会で現地を確認しに行き、適切に実施されているかを確認します。そのため、たん水管理を実施する場合は事前に協議会へご連絡ください。

■ ② 連作障害回避の取組について（※令和7・8年度の取組に限る）

(1) 該当となる取組

- ・ 土壌改良資材や有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病虫害抵抗性品種の新規作付
- ・ その他、協議会が認める連作障害回避の取組

(2) 取組の確認方法

取組後、以下の書類を協議会に提出してください

- ・ 作業したことが確認できる書類（作業日誌（任意様式）等）
- ・ 資材の購入伝票

＜取組の報告期限＞

令和9年3月12日まで

○お問い合わせ先

- ・ 東北農政局岩手県拠点 TEL 019-624-1129 ・ 奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】
- ・ 岩手ふるさと農業協同組合営農企画課 TEL 41-5208 ・ 岩手江刺農業協同組合営農振興課 TEL 31-1321

経営所得安定対策の交付申請を忘れずに！

経営所得安定対策は、水田農業などに携わる農家の皆さんの経営安定を図るための転作物及び畑作物（麦、大豆、そば、なたね）への支援と、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための支援があります。

奥州市農業再生協議会から、水稻生産実施計画書などの申告内容に基づき、5月21日に対象者に交付申請書を送付しています。再生協議会から東北農政局への提出期限が6月30日となりますので、送付している交付申請書に同封している受付日程に従って手続きを行ってください。

※ 畑のみで畑作物（麦、大豆、そば、なたね）を作付けし、販売する予定の方で、昨年度に交付申請をしていない場合や、作付した作物が自家用野菜や米のみ（ナラシ申請対象者以外）の方は、交付申請書が送付されません。交付を希望される場合は、東北農政局岩手県拠点、市役所農政課、各JAまでご連絡ください。申請手続きについてご説明いたします。

○お問い合わせ先

- ・東北農政局岩手県拠点 TEL 019-624-1129 ・奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583【直通】
- ・岩手ふるさと農業協同組合営農企画課 TEL 41-5208 ・岩手江刺農業協同組合営農振興課 TEL 31-1321

多年生牧草の2年連続は種の妥当性の確認

水田活用の直接支払交付金において、令和8年度より多年生牧草を2年連続では種する場合に、は種の妥当性を確認する必要があります。妥当性を確認できなかった場合、交付単価3.5万円/10aの対象とはなりませんのでご注意ください（交付単価1.0万円/10aの対象となります）。

確認の方法は以下のとおりになります。

- 1 多年生牧草を2年連続は種することが妥当である場合
 - ① 自然災害等により、収量の低下が想定される場合
 - ② 生育不良によりは種が必要な場合
 - ③ 契約している畜産農家等の実需者からの要望に対応する必要がある場合
- 2 1に該当することを証明する資料
 - ① 自然災害等の証明書
 - ② 雑草と裸地を合わせた面積が全体の3～5割以上であることが分かるほ場の写真等
 - ③ 契約している畜産農家等の実需者からの理由書
- 3 資料の提出期限

原則、生産年の6月30日までとします。

※経営所得安定対策を申請する際に、申請書と一緒にご提出ください。

○お問い合わせ先

- ・東北農政局岩手県拠点 TEL 019-624-1129 ・奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583【直通】
- ・岩手ふるさと農業協同組合営農企画課 TEL 41-5208 ・岩手江刺農業協同組合営農振興課 TEL 31-1321

先進的な園芸作物の取り組みを支援します

(令和8年度先進的農作物等導入支援事業追加募集)

市では、農家の所得増加、農業の多角化や新たな産地化につなげることを目的として、先進的な園芸作物の作付け、先駆的な栽培方法を市内で実施しようとする方への支援事業を実施しています。今回、令和8年度事業の追加募集を行いますので、申請をお考えの方は、ホームページからダウンロード又は本庁農政課に設置の申請書類に必要事項をご記入のうえ、令和8年7月31日(金)までに農政課窓口へ提出して下さい。

【対象者】

市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体で、市内の農地で補助対象作物の作付けを実施する者

【補助要件】

・市内で作付けがない又は定着しておらず、将来的に所得の増加に繋がる野菜や果樹の作付けに取り組むこと、又は市内で実践されていない園芸に係る栽培技術に取り組むこと。

・取り組む品目に応じて下記の面積を作付すること。

野菜(露地)…事業実施初年度に5 a 以上、3年目までに10 a 以上

野菜(ハウス)…事業実施初年度に2 a 以上、3年目までに5 a 以上

果樹…事業実施初年度から10 a 以上

・野菜は3年間、果樹は5年間、その品目の作付けを継続する計画があること。

【補助対象経費】

先進的な野菜や果樹の作付けや先駆的な栽培方法の実践に係る経費のうち、種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、研修費、地代・賃借料の全額を補助します。(一部補助制限あり)

作付け品目が野菜の場合は250万円、果樹の場合は120万円が補助上限となります。

市ホームページQRコード →



○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】

スマート農業機械等導入と ドローン講習費用を補助します

主食用米の作付面積拡大に使用するスマート農業機械等の導入とドローン講習等に係る一部費用の支援を業います。

① 奥州市主食用米作付農家スマート農業機械等導入支援事業

1 交付対象者

次のいずれも満たす個人、法人又は集落営農組織が対象です。

- ・地域計画の目標地図に位置づけられる方及び集落営農組織
- ・奥州市内に住所を有する個人、主たる事業所を有する法人・集落営農組織
- ・市税滞納がない方

2 対象作物

主食用米（主食用米（種子）、輸出用米、加工用米、備蓄用米を含む）

3 主な交付要件

- ・事業実施年度の翌々年度を目標年度とする事業実施計画等の作成
- ・目標年度の主食用米作付面積が10ha以上であること
- ・主食用米の作付面積を事業実施前年度から目標年度までに10%以上拡大すること

4 補助対象機械

- ・導入する機械が農林水産省作成『スマート農業技術カタログ』に掲載されているもの又はこれらと同等以上の機能を有すると認められた機械のうち、ラジコン草刈り機、ドローン、環境制御システム、トラクター、田植え機、コンバイン
- ・乾田直播栽培の播種に使用する機械

5 補助率及び補助上限額

事業費総額（税抜）の3/10を補助。ただし、1経営体100万円を上限とします。

② 農業用ドローン講習等補助事業（奥州市農業研修事業費補助金交付事業）

1 交付対象者

市内に住所を有する方、就農の時に市内に住所を有する予定の方又は主たる事業所を有する法人のうち、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・認定農業者
- ・3年以内に認定農業者を目指す農業者
- ・3年以内に就農を目指す方

2 対象となる主な研修

農業ドローンのオペレーターとして技能認定を取得するために必要な講習等

3 主な交付要件

事業計画書等の必要書類の提出。法人の場合、1経営体につき累計で2件まで申請可能です。

4 補助率及び補助上限額

事業費に必要な研修費の半額を補助。ただし、1件につき30万円を上限とします。

①、②共通事項

- 申請受付期間 令和8年7月31日（金）まで
- 募集期間中に申請のあった方の中から審査により事業対象者を決定します。
- 市ホームページQRコード →



○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582 【直通】

【物価高騰対策】

兼業農家等農業機械導入支援事業を実施します

奥州市では、兼業農家等が農業機械を導入する際の経費に対し、予算の範囲内で支援を行います。

- 1 対象者（いずれかに該当する方）
奥州市に住所を有する農業経営体
- 2 事業内容
1件 10万円（消費税及び地方消費税の額を除く）以上の農業機械の導入費用に対する支援
- 3 補助率及び補助金額の上限
事業費の **1/3以内**で、**最大50万円**を補助
- 4 申請受付窓口
奥州市農林部農政課農政係
- 5 申請受付期間
令和8年7月31日まで
- 6 注意点
以下のものは補助対象となりませんのでご注意ください。
① 国、県等、他の補助金の対象となっている農業機械の購入費用
② 奥州市の補助金交付決定日前に購入または契約したもの
- 7 その他
詳しくは、奥州市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/7/1057/5/2/18444.html>

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582 【直通】

農作業中のクマ出没に注意しましょう！

各地でクマによる農作物への被害が多発しています。農作業を行う際は、クマとの不意の遭遇に十分気を付けてください。クマの出没を防ぐために、以下のことに注意して農作業を行いましょう。もし、農作業中にクマを発見した時は、市（生活環境課）または警察へ通報をお願いします。

■農作業中のクマ対策

- ・農作業中はラジオなどで音を出して、人の存在をアピールする。
- ・特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業は周囲に気を付ける。
- ・できるだけ単独の作業は避ける。
- ・見通しをよくし、クマの潜み場とならないよう、草木の刈払いをする。
- ・収納庫はきちんと施錠し、クマを誘引する生ゴミや野菜などの収穫残さは適切に処理する。

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】

熱中症にご注意！！農作業事故を防ぎましょう！

市では、「これくらい…」少しの油断が事故のもと 初心忘れず安全作業」をスローガンに、農作業事故防止を呼びかけています。令和7年度の夏季（5月から9月）に全国において田畑等で農作業中に熱中症によって救急搬送された人数は 2,226 人と、高水準が続いています（総務省消防庁：「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」より）。十分な対策と情報収集を行い、農作業中の事故を未然に防ぎましょう。

■農作業中の熱中症予防

- ・ 日中の特に気温の高い時間帯はなるべく避けて作業を行う。
- ・ 作業中はこまめに休憩をとり、作業前と作業後も水分補給を行う。
- ・ 熱中症対策グッズを活用する。
- ・ 単独作業を避ける。
- ・ 高温多湿の環境下での作業は控える。
- ・ 体調がいつもと違うと思ったときは作業を控える。
- ・ 応急処置を行っても症状が改善しない場合は、医療機関を受診する。



また、労働安全衛生規則の改正により、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を行うことが義務付けられています。対象となる事業者には、労働者を雇用する農業者や農業法人も含まれます。

熱中症があった際に対応できるよう、以下のことを行う必要があります。

- ・ 早期発見のための体制整備
- ・ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- ・ それらの内容にかかる関係業者への周知

実際の農業現場における具体的な対応として、必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示することが有効であることから、農林水産省が作成した「張り紙」をご活用ください。「張り紙」は農林水産省公式ホームページからダウンロードすることができます。

■農林水産省公式ホームページ 「熱中症対策」で検索

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】

第 21 回奥州市認定農業者協議会通常総会

第 21 回奥州市認定農業者協議会通常総会を令和 8 年 2 月 20 日（金）にプラザイン水沢において開催し、当日議題とした令和 7 年度の事業報告及び収支決算報告、会費の金額及び徴収方法、令和 8 年度事業計画及び収支予算、理事の承認及び役員の改選の全てについて、提案のとおり議決されました。

総会終了後は、水稻直播栽培向けソリューション「RISOCARE（リゾケア）」を展開するシンジェンタジャパン株式会社様の及川真氏、森島靖雄氏講師として招き、直播栽培の最新動向や技術的ポイント、岩手県内における導入事例について御講演いただきました。

当日の内容は下記のとおりです。

1 議事内容

第 1 号議案：令和 7 年度事業報告及び収支決算について

第 2 号議案：会費の金額及び徴収方法について

第 3 号議案：令和 8 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第 4 号議案：理事の承認及び役員の改選について

2 講演会

演題：「地域課題解決へ向けた RISOCARE（リゾケア）活用」

～岩手県における栽培事例紹介～

講師：シンジェンタジャパン株式会社

アグリビジネス営業本部 東日本営業統括部 北東北エリア

技術普及営業（岩手県担当） 及川 真 氏

技術顧問 森島 靖雄 氏

【新役員一覧】



役職	地区	氏名
会長	水沢	森岡 勝也
副会長	江刺	及川 清悦
副会長	前沢	鈴木 隆
理事	水沢	橋本 勉
理事	江刺	佐藤 靖悦
理事	前沢	小野寺 和也
理事	胆沢	三田 貞美
理事	衣川	菅原 清一
監事	胆沢	藤田 栄貴
監事	衣川	菅原 良行

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582 【直通】

令和8年度「第28回全国農業担い手サミット in にいがた」

参加希望者事前確認

全国各地から1,000名を超える農業者等が一堂に会し、相互研鑽・交流を図る「全国農業担い手サミット」について、今年度は11月17日(火)・18日(水)に新潟県で開催されます。

例年は大会要項が公表され次第、各地域認定農業者協議会事務局にて参加者を募集していますが、今年度は参加予定人数を把握するため、事前に参加希望者の確認を行います。

つきましては、今年度の参加をご検討中の方は、各地域認定農業者協議会事務局または下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

■行程案

日程	内容	会場等
11月16日(月)	新潟市へ移動	—
11月17日(火)	全体会	新潟市(朱鷺メッセ)
	情報交換会	新潟市(朱鷺メッセ) / 長岡市(会場未定)
11月18日(水)	現地研修会	新潟県内各地域(下越・中越・上越・佐渡)
11月19日(木)	奥州市へ移動	—

■参加最終確認

8月中に実施予定

※事前に連絡いただいた方については、大会要項が公表された後、改めて参加意向を確認します。

■【参考】昨年度(鹿児島県)の参加費用

(1)サミット参加費 33,500円

(2)旅費 82,470円

※別途、市認定協及び各地域認定協から補助あり

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582 【直通】

電気柵設置経費を補助します

有害獣による農作物等への被害を防止するため、農地等に電気柵を設置する農家の方に、電気柵設置に要する経費の一部を補助します。

- 1 対象者 …農家【業として農業、林業または畜産業を営む個人】
- 2 補助対象…奥州市内の農地等に設置する電気柵の資材費
- 3 補助率 …資材購入費の2分の1以内（上限5万円） ※1,000円未満切捨
- 4 申請方法

次の書類を市鳥獣被害防止総合対策協議会（市農地林務課農村保全係内）に提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 施工位置図（電気柵の設置箇所が分かる図面）
- ③ 資材内訳書（資材品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの）
- ④ 領収書等（購入金額の確認ができるもの）
- ⑤ 通帳の写し（振込先の確認ができるもの）
- ⑥ 設置状況写真（設置箇所全体と導入資材の確認ができるもの）
- ⑦ 出荷伝票等の写し（販売用作物であることを確認できるもの）

- 5 注意事項 …当事業は予算の範囲内で行われます。

○お問い合わせ先

・奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会（奥州市農地林務課農村保全係内） TEL 34-1764【直通】

狩猟免許取得経費を補助します

農作物の有害鳥獣被害を防止するため、新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲に協力いただける人を対象に、取得経費を補助します。

- 1 対象者…市内に住所がある方で、次のいずれかに該当する人
 - ▶銃猟免許…新たに「第一種銃猟免許」と「猟銃の所持許可」を取得し、市鳥獣被害対策実施隊で事業に従事する人
 - ▶わな猟免許…新たに「わな猟免許」を取得し、市鳥獣被害対策実施隊で事業に従事する人
- 2 補助対象及び補助率

対象経費	補助率（補助上限）※1,000円未満切捨
狩猟免許の取得経費	経費の10分の10以内
狩猟等所持許可証の取得経費	経費の10分の10以内
狩猟者登録に必要な経費	経費の10分の10以内
猟銃などの購入経費	経費の2分の1以内（上限10万円）
わなの購入経費	経費の2分の1以内（上限5千円）

- 3 申請方法…取得経費の領収書をご準備のうえお問い合わせ先にご相談ください。
- 4 申請期限…令和9年1月29日（金）
- 5 注意事項…当事業は予算の範囲内で行われます。

○お問い合わせ先

・奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会（奥州市農地林務課農村保全係内） TEL 34-1764【直通】

農業を始める前に、まず相談を！

就農相談窓口の日 開設日

【 5/14、6/11、7/9、8/6、9/10、10/8、11/12、12/10、1/14、2/4、3/11 】

～後継ぎやご近所で農業を始めたい方へ、就農相談窓口の日をご紹介ください～

- ・場 所：奥州地区合同庁舎江刺分庁舎（奥州市江刺大通り 7-13） 3階 第2会議室
- ・時 間：1回目：10:00～ 2回目：13:30～ 3回目：15:00～
- ・申 込：相談日の7日前までに普及センターへお申し込みください。

※偶数月（6/11、8/6、10/8、12/10、2/4）はオンライン相談も受け付けております。
オンライン相談を御希望の方は、相談日の10日前までにお申し込みください。

- お問い合わせ・申込先 胆江地方農林業振興協議会地域振興部会担い手育成支援班
（奥州農業改良普及センター地域指導課） TEL 35-6742 / FAX 35-6303

いわて農業経営相談センター

いわて農業経営相談センターは農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題に対応していくため、関係機関・団体と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者の経営発展等の促進を図ることを目的に設置されています（事務局：JA岩手県中央会）。

○ 現地支援チームとその活動

- ・胆江地方農林業振興協議会（※1）では、相談センターの現地支援チームを設置し、重点支援対象者の経営課題の相談対応等などの支援活動を行っています。
- ・令和7年度は、重点支援対象者16経営体に対し、栽培技術に関する相談や法人化、労務管理の改善等の相談や専門家派遣（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士）などの支援を行いました。

※1 奥州市、奥州市農業委員会、JA岩手ふるさと、JA江刺、土地改良区等の団体、県南広域振興局農政部等で構成される協議会

○ 相談の流れ

- ・相談及び専門家の派遣は無料ですが、支援を受けるためには重点支援対象者になる必要があります。
- ・重点支援対象者としての支援や専門家派遣をご検討の場合は、現地支援チームにご相談ください。
- ※ 専門家派遣は、相談までは無料、税務申告や就業規則の作成などの個別対応については有料です。

○現地支援チームや経営相談に関するお問い合わせ先

- ・胆江地方農林業振興協議会地域振興部会担い手育成支援班事務局
（奥州農業改良普及センター経営指導課 TEL 35-6741）
- ・奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582（直通）
- ・JA岩手ふるさと営農企画課 TEL 41-5208 及び各地域センター営農経済課
- ・JA江刺営農振興課 TEL 31-1321（代表）

農業情報を素早くゲット！

○県の運営する「いわてアグリベンチャーネット」では栽培技術情報や病虫害発生状況、地域の農業関連情報などを見ることが出来ます。「メールサービス」にご登録いただくと、新着記事情報がメールで届いてとても便利です。



○お問い合わせ先 岩手県農業普及技術課農業革新支援担当

【農業技術に関すること】（農業研究センター駐在）TEL 0197-68-4435 / FAX 0197-71-1088

【その他】（本庁）TEL 019-629-5652 / FAX 019-629-5664 / E-Mail AF0005@pref.iwate.jp

家族経営協定で元気な農業経営！

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人一人の役割、就業環境等について、家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。また締結後は、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。家族にぴったりのルールづくりで、元気な農業経営、日々の生活に活かしてみませんか。

○ 家族経営協定を締結するメリット

- 1 経営理念や方針を共有することで、家族全員の経営意識向上につながる
- 2 役割分担や休日、給与配分等を明確にすることで農業経営の改善効果が期待できる
- 3 後継者へのスムーズな経営移譲の準備ができる
- 4 農業政策上の各種制度の活用が可能になる



○ 家族経営協定の締結農漁家数（死亡等により履行できない場合を除く）

	令和7年	令和6年
岩手県全体	2,069 戸 (暫定)	2,076 戸
奥州市	193 戸	188 戸

よりよい農業経営を継続していくために、家族経営協定を締結しましょう。また、一度締結した協定は、その時の家族や経営の実態に合わせて、定期的に見直しましょう。（見直しは5年毎程度がおすすめです）



○お問い合わせ先

・協定締結の手続き等 : 奥州市農業委員会事務局 TEL 34-1753 (直通)

・協定内容に関する相談 : 奥州農業改良普及センター 地域指導課 TEL 35-6742

●お問い合わせ先

奥州市農林部農政課 担当(水田) : 阿部、千田 【直通】 TEL 34-1583
【代表】 TEL 24-2111 担当(担い手) : 菊池、澤田 【直通】 TEL 34-1582

●奥州市農業再生協議会の主な構成団体（お問い合わせ先）

奥州市農林部 TEL 24-2111 FAX 24-1992
奥州市農業委員会 TEL 24-2111 FAX 24-1992
県南広域振興局農政部 TEL 22-2841 FAX 22-6194
奥州農業改良普及センター TEL 35-6741 FAX 35-6303
岩手ふるさと農業協同組合 TEL 41-5208 FAX 41-5209
岩手江刺農業協同組合 TEL 31-1321 FAX 35-0210
胆江地方土地改良区理事長協議会 TEL 31-1055 FAX 31-1058
岩手県農業共済組合県南基幹センター TEL 25-6631 FAX 22-3256